

▼INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
 - 2 来週の新規上場銘柄
 - 3 新規上場セレモニーのご案内
 - 4 スマートフォン専用アナリストレポート閲覧アプリが登場しました
 - 5 新着アナリストレポートのご案内
 - 6 証券取引等監視委員会コラム
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の6.を抜粋しております。

6 証券取引等監視委員会コラム

社債の無届募集について(その 1)

皆様は、「社債」と聞くと、どういうイメージをお持ちであろうか。近時、東京電力の社債に係る報道も多いことから、正確な認識をお持ちの方も増えていると思われるが、一般には、「債券だから、満期償還されるだろう」「株式よりも安心」「利息収入が得られる」といったイメージではないだろうか。確かに、上場企業の社債は、株式と異なり、満期償還性の高いものであり、利息収入も得られる金融商品である。しかし、その償還確実性は、株式と同様に、企業の財務内容によって満たされるものであり、上場企業の社債と言えども(滅多に生じないことではあるが)破綻時には、デフォルトとなる訳である。その意味で、社債もまた、金融商品取引法における「有価証券」として、多数の一般投資家に一定額以上の募集を行う場合には、有価証券届出書を開示し、この中で監査を受けた財務内容を明らかにする義務を負い、一般投資家がこれを基に投資判断ができるよう、制度的保護の枠組みを整えているものである。

しかし、「株式よりは安全だろう」というイメージに便乗し、「社債は預金と同じように利息の得られるもので、満期には償還される」といったセールストークで、非上場企業の社債の勧誘が行われ、トラブルになっているケースが増加している。

例えば、日本証券業協会は、平成 22 年 4 月より「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、投資家等からの照会に対応し、被害防止に取り組んでいると

ころであるが、22年4月の一ヶ月で被害に遭われた方の対象有価証券の77.1%が未公開株、16.5%が社債であったところが、近時、社債に係る被害が急増し、11月には未公開株38.9%に対して社債40.5%と社債が上回るに至ったところである。

従って、当委員会としても、社債の無届募集等、社債募集に係る違法行為について目を光らせているところである。

今回は、先般摘発した大規模な社債無届募集に対する課徴金納付命令勧告を紹介し、投資家の皆様に、社債投資に当たってご留意いただく事項をお伝えする次第である。

当委員会は、4月15日に、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社(旧商号:アフリカントラスト株式会社)及びアフリカンパートナー株式会社(平成21年11月18日にワールド・リソースコミュニケーション株式会社に吸収合併)の2社が、金融商品取引法の定める募集に該当するにもかかわらず、募集に係る届出を行わずに社債券の募集を行ったことから、合併により消滅したアフリカンパートナー株式会社の行った行為を含み、両社合併後の存続法人であるワールド・リソースコミュニケーション株式会社に対して課徴金納付命令勧告を行った。

具体的には、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社は、4種類の償還期間(1年・2年・3年・5年)の社債券(払込期日が平成21年1月31日から平成22年7月31日までの間の各月末日のもので、同社の旧商号であるアフリカントラスト株式会社名義及び平成21年11月18日の同社による吸収合併後のアフリカンパートナー株式会社名義のものを含む。)について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成21年1月31日から平成22年7月31日までの間、延べ4,122名の者に対して、これらの社債券を合計7,818,000,000円で取得させた。

さらに、アフリカンパートナー株式会社は、4種類の償還期間(1年・2年・3年・5年)の社債券(払込期日が平成21年7月31日から平成21年10月31日までの間の各月末日のもの)について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成21年7月31日から平成21年10月31日までの間、延べ507の者に対して、これらの社債券を合計838,800,000円で取得させたものである。

ところで、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社及びアフリカンパートナー株式会社は、各回号ごとにわずかに利率が異なる上記社債券を49名以下に取得させている。このため、一見、金融商品取引法に定める募集にあたら

ない(厳密には種々の例外規定があるが、原則は 50 名以上の者への取得勧誘が募集であり、届出が必要となるが、49 名以下では私募として、届出義務は生じないかのようにも見えるところである。

しかしながら、両社の取得勧誘の時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものと認められる。また、両社は、毎月末に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていたものと認められる。このようにして両社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、各回号ごとに 49 名以下に対して行われたものではなく、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として行ったと認められることから、有価証券の募集に該当し、また、いずれも発行価格の総額が 1 億円以上となる並行募集となっていることから、これら 4 種類の社債券の募集は、金融商品取引法第 4 条第 1 項の規定による届出をしているものでなければ、することができないものであったにもかかわらず、両社はこの届出をしていなかったものである。

このため、当委員会は、ワールド・リソースコミュニケーション株式会社に対して、総額 1 億 9,468 万円の課徴金納付命令を課すよう勧告した次第である。

今回は、勧告の概要の説明が主となったが、本件は、社債の無届募集の課徴金納付命令勧告として初のケースとなった訳であるので、今回は、その背景と投資家の皆様に御理解いただきたいことを再説させていただく。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984 年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009 年金融庁総務企画局市場課長。2010 年 7 月 30 日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>